

厚生委員会勉強会記録

開催日時 平成28年9月9日(金) 14:47～15:25

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

西川 均 委員長

小林 照代 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

出口 武男 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 2名

米田 忠則 委員

秋本登志嗣 委員

出席理事者 土井 健康福祉部長

橋本 健康福祉部次長(企画管理室長事務取扱、監査指導室長事務取扱)

芝池 障害福祉課長

傍聴者 なし

議 事

(1) 手話言語条例を取り巻く状況等について

(2) その他

<会議の経過>

○西川委員長 ただいまから厚生委員会委員による手話言語条例の勉強会を始めさせていただきます。

手話言語条例につきましては、平成28年8月29日の初度委員会において、議員提案による条例制定に向けて厚生委員会で検討することを決定をしていただきました。まず本日は、この条例を取り巻く状況等について理事者から説明を受け、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず本日の出席理事者についてご紹介お願いをいたします。

○土井健康福祉部長 健康福祉部の土井でございます。手話言語条例に係る担当次長ということで、橋本健康福祉次長でございます。

○橋本健康福祉部次長（企画管理室長事務取扱、監査指導室長事務取扱） よろしく願います。

○土井健康福祉部長 障害福祉課の芝池課長でございます。

○芝池障害福祉課長 芝池でございます。

○土井健康福祉部長 よろしく願います。

○西川委員長 それでは、案件に入ります。

まず、土井健康福祉部長から手話に関する施策の概要について、次に芝池障害福祉課長から手話言語条例の他府県の制定状況についてご説明をお願いいたします。

○土井健康福祉部長 それでは、お手元に黄色の冊子と、クリップでとめさせていただいておりますお手元の勉強会資料というようなものに基づきまして、ご説明を申し上げます。よろしく願います。

この黄色の冊子は、奈良県障害者計画でございます。手話言語条例との関係につきまして、少し原点に立ち返って確認をお願いできたらという趣旨でございます。

5ページをお願いいたします。今申し上げました奈良県障害者計画の位置づけについて少し整理をさせていただいております。平成27年3月に策定したものでございますが、上のほうに記載のとおり、平成31年度までの5年間を計画期間といたしまして障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、障害者総合支援法に基づきます都道府県障害福祉計画、これらを一体的に策定したものでございます。

11ページをお願いいたします。障害者施策の体系を整理をさせていただいております。ごらんとおり、1、相談、2、福祉、3、保健医療、4、教育、5、雇用、6、社会参加という6つの分野におきまして、14の施策の基本方向により体系化して施策を進めているところでございます。

この中におきまして、手話に関する施策でございますが、一番下の社会参加の2でございます。情報アクセシビリティの推進に該当するわけでございます。この部分について少し詳しくごらんいただきたいと思っております。

47ページをお願いいたします。中段より少し上でございます。今申し上げました情報アクセシビリティの推進でございます。

100ページをお開きいただけませんか。左側の一番下でございます。情報ア

アクセシビリティとは、障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすることというのが一般的な定義、内容でございます。

47ページにもう一度お戻りをいただきたいと思っております。その情報アクセシビリティの推進ということで、まず現状と課題でございます。少し読み上げをさせていただきたいと思っております。障害のある人の自立や社会参加を進める上で、全ての人が平等、円滑に情報を入手し共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要と認識しております。

また、聴覚障害のある人や視覚障害のある人を中心に、障害者基本法や障害者差別解消法を踏まえた情報保障の充実を求める声が多く寄せられており、これらを踏まえて取り組みの充実を図る必要があるという現状、課題認識のもと、具体的な取り組みでございます。

まず(1)の意思疎通支援の充実ということでございます。一番下の行でございますが、①の人材の養成・確保としまして、次のページをごらんください。

48ページの一番上でございます。聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、研修等を実施しますとしているところでございます。

また、中段より少し上、(2)の情報提供の充実でございます。聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会では手話通訳者や要約筆記者の派遣により情報保障に努めますと。

聴覚障害者支援センターに設置する手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員による情報提供を行うとともに、字幕、これは手話でございますが、字幕入りビデオ、DVDの貸し出し等により聴覚障害のある人への情報提供を行いますとしているところでございます。

続きまして、資料の1のほうをお願いいたします。この資料は、条例設置をしております奈良県障害者施策推進協議会で毎年ご報告を申し上げている資料の抜粋でございます。

まず、1ページ目でございます。2の(1)意思疎通支援の充実のところでございますが、①人材の養成・確保につきましては、聴覚障害者支援センターにおきまして指定管理事業としてさまざまな取り組みを実施しているところでございます。

指標としまして手話通訳者数と要約筆記者数を挙げてございます。まず手話通訳者数につきましては、平成26年度128人が138人と。要約筆記者数につきましては、平成

26年度57人に対しまして、平成27年度は59人という状況でございます。

次のページをお願いいたします。(2)の情報提供の充実でございます。障害特性に応じた情報提供の充実のところでございます。

まず、真ん中の列の一番上、①聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会では、手話通訳者や要約筆記者の派遣により情報保障に努めるというものでございます。予算額につきまして平成27年度は200万、平成28年度は400万を当初予算で確保しながら、こういう取り組みを進めているところでございます。

また、中ほどの列の③聴覚障害者支援センターに設置する手話通訳者や要約筆記者等、指定管理事業として実施をしているというところでございますが、この指定管理者は奈良県聴覚障害者協会でございます。初めて平成24年度に設置をいたしまして、5年間、この当事者団体でございます奈良県聴覚障害者協会が指定管理者として事業を実施していただいているところでございます。ちなみに平成24年度からですから平成28年度で5年間ということ。また第2期目、平成29年度からにつきましては、今、公募をしております、本年度中に決定をしようということでございます。

別添のこのチラシを少しごらんいただけませんか。施設の概要と事業紹介というところをごらんいただきたいと思っております。

聴覚障害者支援センターでございますが、奈良県社会福祉総合センターの4階に設置しております。設置主体は奈良県でございます。指定管理ということで、社団法人の奈良県聴覚障害者協会が指定管理者として運営をしております。開設は、平成24年9月1日でございます。

主な事業の内容でございます。聴覚障害者への情報発信でございます。ネットを活用した聴覚障害者への情報発信、あるいは先ほども申し上げました手話、字幕入りのビデオ、DVDの制作あるいは貸し出しを行う。あるいは、聴覚障害者への情報提供機器で磁気ループというものもございます。そうしたものを備えて、貸し出しなども行っているという状況でございます。

2つ目の区分としまして、聴覚障害者のコミュニケーション支援でございます。これが手話通訳者あるいは要約筆記者を養成するための研修、あるいは派遣の調整をしているということでございます。

1つ飛びまして、4つ目の聴覚障害者とボランティアや県民の交流及び情報交換の場としてこのセンターを活用しようということで、今取り組みを進めて5年目に至っている

ころでございます。

最後に、資料の2をお願いいたします。この資料は、奈良県障害者計画を左側に要点整理しております。右側に手話言語条例ですけれども、鳥取県のケースを少し対応させていただいている資料でございます。

(1) から (7) のいわゆる条例で規定する施策の内容、項目がございます。この中で黒字で記載しております、(2) の手話を用いた情報発信等、(3) の手話通訳者等の確保・養成等、そして(6) のろう者等による自主的な普及啓発活動、最後の(7) の手話に関する調査研究につきましては、現在ごらんいただきました奈良県障害者計画の中でも対応できると考えているところでございます。

ただ、緑の字で記載をしております(1) の手話を学ぶ機会の確保と、(4) の学校における手話の普及、(5) のろう者が利用しやすいサービスの提供に係る環境整備のために事業者が行う取り組みの支援につきましては、現計画においては具体的な記載がないということでございます。今後、この条例の検討と並行させていただきまして、取り組みの方向性等につきましても検討は必要かなと考えてございます。

私からのご説明は以上でございます。

○西川委員長 ありがとうございます。

○芝池障害福祉課長 それでは、引き続きまして、手話言語条例の他府県の制定状況についてご説明を申し上げます。

まず、資料をごらんください。手話言語条例の成立状況の一覧でございます。ここがございますように手話言語条例は平成25年に鳥取県で初めて制定され、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県と都道府県レベルでは現在8つの県で制定されております。また、一番右の欄に記載のとおり、8つの条例のうち、6つが議員提案により制定されているところでございます。

続きまして、資料4をお願いいたします。先ほどの部長の説明にもございましたが、手話言語条例は、まず手話が言語であるとの認識のもとに手話の普及、それから手話を使いやすい環境整備を進め、ひいてはろう者とろう者以外の者が共生する社会の実現を目的として制定されております。

それでは、具体的にどのような条例かということで、全国で初めて制定されました鳥取県手話言語条例を例にごらんいただきたいと思います。

鳥取県手話言語条例の構成、大まかなつくりを記載したものでございます。大きくは目

次、前文、それから第1章、総則で目的とか基本理念などを定めております。また、第2章のほうで、この施策の中心となります手話の普及に係る具体的な施策をそれぞれ定めております。さらに第3章では、この条例の重要事項について、知事に意見を述べる機関といたしまして手話施策推進協議会の設置等について定められています。そして、最後に附則となります。

それでは、具体の鳥取県の手話言語条例をお願いいたします。まず、題名ですが、鳥取県手話言語条例でございます。鳥取県の場合は、目次が置かれまして、その次に前文が置かれております。前文では、通常条例では条例制定に至る経緯、それから由来、基本原理について規定されているのが一般でございます。鳥取県の場合には、障害者の権利条約の批准前に制定をされていますので、なお手話に関する理解も不十分な状況にあるが、鳥取県としては手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となって、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いに理解をし共生する社会を築くため、この条例を制定するとされております。

それから、第1章、第1条、目的規定です。これは他府県の条例もほとんど一緒ですが、手話言語条例の最初の目的は、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現とされております。

第2条には手話の意義が書かれております。手話言語条例の根源にある考え方でございます。これにつきましては、鳥取県では手話の意義ということで第2条で規定されておりますが、他府県におきましても基本理念のところと同じような内容が規定をされているところでございます。

それから、第3条が基本理念になります。

それから、第4条から第7条まではいわゆる責務規定と言われるもので、県、市町村、それから県民、事業者、それぞれの責務や役割について定めております。手話言語条例以外の条例に比べて特徴的なのは、手話言語条例では県民の役割という以外に、一般県民の役割のほか、ろう者の役割、そして手話通訳者の役割という規定が置かれているのが特徴的でございます。ここまでが第1章の総則規定になります。

次の第8条から第16条までが第2章、手話の普及ということで、手話の普及のための具体的な施策が各条で規定されております。

まず第8条ですけれども、ここでは手話を使いやすい環境の整備に必要な施策について計画を定め、推進することとされております。

それから、第9条でございますが、手話を学ぶ機会の確保等として、第1項では県民がまず手話を学ぶ機会の確保。それから、第2項では、県の職員が手話を学習する取り組みの推進について規定をしております。

それから、第10条ですが、これは先ほども情報アクセシビリティの話が出ておりましたが、手話を用いた情報発信等ということで、第1項では県政に関する情報を手話を用いて発信すること。それから、第2項におきましては、手話による情報を入手できる環境を整備するため、拠点等の支援を行うことについて規定がされております。

それから、第11条でございますが、これも先ほど出ておりました手話通訳者等の確保、それから養成についての規定でございます。

それから、第12条でございますが、これが手話言語条例の特徴で、学校における手話の普及に関する規定でございます。第1項では教職員の手話に関する技術の向上、それから第2項では、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供、それから教育に関する相談及び支援について規定されております。第3項では、県が手話に関する理解を深めるため、学校教育で使用する手引き書の作成等を行うことについて規定されております。

第13条も、現在障害者計画の中には含まれておりませんが、事業者への支援ということで、ろう者が利用しやすいサービス等の提供を行うため、事業者が行う取り組みに対して必要な支援を行うこととされております。

それから、第14条は、ろう者等が自主的に普及啓発を行うことを定めております。

それから、第15条につきましては、手話に関する調査研究。

それから、第16条が財政上の措置の規定でございます。ここまでの第2章、手話の普及の章でございます。

次に、第3章、第17条から第23条までがこの条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べる手話施策推進協議会に関する規定でございます。

最後に附則ですが、施行期日を定めておりまして、鳥取県の場合は条例の公布の日から施行するとされております。これが鳥取県の手話言語条例でございます。

次に、資料5をお願いいたします。これにつきましては、現在制定されております8つの県の条例に規定されている手話の普及に関する施策を比較したものでございます。赤で書いておられますのが具体的施策で、その下に書いています、黒い小さい字で書いておられますのが、さらに具体的な施策となります。例えば鳥取県の施策の一番上は手話を学ぶ機会の確保となっておりますが、この中身が先ほど申しましたように1項で県民が手話を学ぶ

機会の確保、2項で県の職員が手話を学習する取り組みを推進することということでございます。横にずっと見ていただきまして、同じような条項が置かれているということでございます。

一つ一つの説明は省かせていただきますが、現在8つの県で制定されている手話言語条例につきましては、大きく分けて2つのタイプに分かれます。1つは、今説明させていただいた鳥取県の条例のように手話の普及のための具体的な施策を規定しているもの。もう一つが、左から2列目の神奈川県ですが、見ていただいたらわかるように、計画の策定については書かれていますが、具体的施策は空欄になっていると思います。条文についても規定はされておられません。沖縄県につきましては、確かに空欄多いのですけれども、少ないですが、具体的施策を書かれております。

それから、今、施策の規定があるかないかで2つに分かれると申しましたが、違う観点からも2つに分けることができます。千葉県の条例です。題名を見ていただきますと手話言語条例とはなっておりません。千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例となっております。これは手話だけではなくて聴覚障害のある人が意思疎通に使う要約筆記でありますとか、筆談等、全ての普及を進める条例でございます。その意味で手話を用いるろう者だけではなくて、聴覚障害のある人全てを対象としている点で特徴的でございます。

あと、先ほど見ました鳥取県の条例に定められております具体的施策、手話を学ぶ機会の確保ですとか、手話を用いた情報発信等については、ほかの県でも同様に規定がされております。

その他、簡単にこの8つの条例の規定内容について特徴的なところだけを申し上げます。長野県、埼玉県、三重県の条例では、災害情報の手話による発信などについても規定がされております。また、埼玉県の条例では、学校における取り組みとしてろう児、それからろう児以外の生徒の交流の機会の確保等についても規定されておりますのと、また手話による文化芸術の振興についても定めております。沖縄県の条例ですけれども、これにつきましては毎月第3水曜日を手話推進の日と定めているところが特徴的でございます。また、三重県の条例ですが、県の責務規定のところでは観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるという規定がおかれています。

あと、施策推進のための協議会について少し述べておきますと、鳥取県と沖縄県につきましては、この条例を推進するための独自の協議会を設けております。それに対しまして長野県、それから三重県につきましては、現在障害者基本法に基づきまして施策推進協議

会が設けられておりますので、そこに部会を設置しまして条例の推進を図ることとしております。

このように神奈川県以外の条例でもそれぞれの条例で少しずつ特徴がございます。各府県の条例の条文につきましては、資料6-1、資料6-2で資料としてつけさせていただいております。

他府県条例の制定状況につきましては以上でございます。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明等について、質疑があればご発言を願いたいと思います。

ございませんか。

そうしましたら、次に、今後の進め方についてですが、平成29年2月定例会をめぐり議案を上程できるように検討を進めたいと思いますが、いかがなものでございましょうか。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますので、事務局でスケジュール案の作成をお願いいたします。

なお、次回開催日程は10月ごろに開催することとし、関係団体等からの意見聴取を行いますので、よろしく願いをいたします。

次に、条例制定に向けて検討を進めるに当たり、留意事項等がございましたらご発言をお願いいたします。

○小泉委員 いろいろ聞かせていただきまして、いろんな分野でやらなくてはいけないわけですし、いろんな関係団体も意見を聴取しなければいけないと思いますので、理事者にお聞きしたいのですけれども、障害者に関係する、聴覚者に関係する団体はどういう方に意見聴取をしたらいいのかということと、理事者も、教育委員会であるとかいろんなところがあると思いますので、どこまで我々が聞かせていただいたらいいのかをお聞きしたいと思います。

○土井健康福祉部長 ご質問ありがとうございます。

まず、今、小泉委員がおっしゃっていただきました意見聴取を行う関係団体のことですが、まず大きく分けまして当事者団体と当事者の方、そして支援者、支援を行っている方、大きくはそういう区分になるのではないかと考えられます。

そういう考えのもとで、まず当事者団体といたしましては奈良県聴覚障害者協会、奈良

県中途失聴・難聴者協会、そして奈良盲ろう者友の会「やまとの輪」、奈良県難聴児を支援する会といった会が考えられるのかなと考えます。当事者の方につきましては、具体的な案はございませんが、やはり学生の方あるいは社会人の方、どういった方を人選するのかというのは、やはり当事者団体あるいは支援者の方々から推薦等を経て、意見を述べていただくというのが現実的ではないかと考えられます。

最後に、支援する者でございますが、これは具体的に障害福祉サービスという形で聴覚障害のある人を支援しておられる方という意味でございます。そういう意味からすると、NPO法人のいっぽの会、ここは聴覚障害のある方の、いわゆる障害福祉サービスを専門的に実施をされている県内で唯一の事業所と言っていいと思います。あと、就労というような観点からしますと、障害者の就労生活支援センターが、今奈良県内に5カ所設置をいただいておりますが、その中で特に聴覚障害のある方の就業支援を担当していただいている方も候補ではないかと考えてございます。

健康福祉部以外の出席を求める理事者について、委員からは教育委員会というような例示もしていただきました。私どもといたしましては、今他府県の条例のご紹介をさせていただきます。

私からも、鳥取県の条例のことを例にしながら説明もさせていただきます。鳥取県の例を申し上げますと、手話を用いた情報発信ということからすると、やはり知事公室の広報聴課が県全体を所管されている関係理事者ではないかなと考えます。

また、学校における手話の普及ということは、まさに学校におけるということでございますので、県教育委員会の学校教育課あるいは教職員課、さらには現場でのろう学校も出席を求める理事者の候補として考えられるのではないかなと考えさせていただきます。

そして、鳥取県以外の条例の状況につきましても、今、芝池課長から説明をさせていただきました。その中で、例えば緊急時の避難、要支援を想定いたしますと防災統括室ということもありますし、最後の方でもありました観光という観点からしますと、やはり観光局のしかるべき部署ということも必要になってこようかと。あるいは雇用、労働ということで、障害のある人の雇用は障害福祉課で所管しているのです。もう少し広げてということになってきますと、産業雇用、雇用政策の担当の部署が候補に挙がるのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○西川委員長 ただいまの説明等について、質疑があればご発言をお願いしたいと思います

す。

○小林副委員長 当事者団体ということで4つほど言われたのですが、この団体と見る基準みたいものはあるのでしょうか。

○土井健康福祉部長 ありがとうございます。この当事者団体、正直に申し上げましたら、ふだんから県、今ご説明いたしました障害者計画を策定する際にもいろいろとご意見を聞かせていただいている団体ということで、いろいろな当事者団体、支援者がいらっしゃるの事実ですけども、行政でも県行政と市町村行政というような話になってきますと、やはりふだんから連携しているようなところがございますので、そういう意味で、我々としての関係者、意見聴取をするならばということで申し上げております。あまりいっぱい来ていただきますと、何か収拾もとれないのかなという思いも正直ございまして、そういったことも加味して今、候補みたいな形でお答えをさせていただきました。以上です。

○西川委員長 よろしいか。

○小林副委員長 はい、結構です。

○西川委員長 ほかにございませんか。

○梶川委員 従来のは、いわゆる各流、流があるのですが、日本では標準化されたものはあるのですか。

○芝池障害福祉課長 流というものはございませんが、方言的なものはありまして、例えば関西と関東では多少の違いはございます。

○西川委員長 統一されていないということか。

○土井健康福祉部長 先ほどご回答するのをちょっと漏れてしまいまして、出席を求める関係理事者でございますけれども、もう一つご検討していただきたい要素としましては、他府県の例も見ながら奈良県として独自性を、何か盛り込んでいくということもあろうかと思っておりますので、その場合には今、私がお答え申し上げました以外の理事者という可能性もございますので、そのあたりも少し見通していただいたところで、またご検討をいただければと思います。以上です。

○西川委員長 ありがとうございます。

その他ございませんか。

それでは、ほかになればこれもちまして質疑を終わります。

これもちまして、本日の勉強会を終わりたいと思います。

長時間にわたりまして理事者側、また各委員におかれましては出席いただきましたこと

を心からお礼を申し上げまして終わることといたします。ありがとうございました。